

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第25回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成18年12月8日（金）10：00～17：30

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員）有田知徳，池田修，井堀利宏，大川真郎，奥田昌道（委員長），
佐藤久夫，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，中村総務局第一課長

（説明者）山崎人事局長，堀田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成19年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成18年10月の，修習終了後3年未満の判事補への任官候補者及び平成18年度判事補任命候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

次いで，庶務から，「日本弁護士会連合会から，委員の参考に供するための資料が送付されたので，本日席上に配布した。」との説明がなされた。

- ・ 平成19年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月6日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、予定どおり12月4日に作業部会が開催され、9月の委員会において重点審議者とされた者等についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、次のとおり説明がされた。

「弁護士からの情報収集の在り方については、9月6日の委員会における取りまとめに基づき、各地域委員会から弁護士会への情報提供の周知依頼の際、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義のない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との当委員会の考え方を併せて伝えていただいたところであるが、今回地域委員会から送付された情報を見ると、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られる。その大部分は、各弁護士に対し、情報の送付先として、地域委員会の庶務ではなく、弁護士会の事務局を指定して情報提供依頼がされているようであり、その送付方法についても、ファックスによる情報提供がなお相当数残っており、裁判官人事に関する情報の管理、プライバシー保護の観点からも問題がある状況が窺われるところである。なお、段階評価式アンケートについては、各地域委員会において、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付している。

また、仙台地域委員会から、同委員会の終了後に仙台弁護士会事務局長から仙台地域委員会庶務に提出された裁判官に関する情報について、同弁護士会の弁護士が地域委員会庶務を訪れ、提出した情報の撤回を申し入れ、その返還を受けたという報告があった。これについては、いったん地域委員会に提出した情報の返還を受けた点は、地域委員会に提出すべきものとして弁護士から受け取った情報を、弁護士会の判断で地域委員会に提出しなかったということになる。内容及び形式からは適格性に疑問のある情報のようであるが、その判断は地域委員会が行うべきものであり、これを弁護士会が行ったことは大きな問題がある。

他方、広島地域委員会において、地方検察庁の次席検事が、特定の裁判官に関する情報を部下の検察官から取りまとめて地域委員会に送付し、その後、改めて各検察官から地域委員会に同様の情報が提供されたということがあった。広島地域委員会としては、次席検事が取りまとめた情報は、検察庁による組織的な情報の取りまとめであるため、情報として送付するものではなく、その後各検察官から送付された情報が寄せられるまでの経緯を分かりやすくし、その情報の適格性を判断するための資料として送付しており、その際、同地域委員会からは、検察庁から上記のような情報が寄せられたことは適切でなく、今後、検察庁に対しても、弁護士会に対するのと同様に注意喚起をすることも考えられるとの意見が付されている。

このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれているが、作業部会においては、情報の適格性の判断は委員会が行うものであることを考慮し、これも検討の対象に含めて作業がされた。」

庶務からの報告を受けて、地方検察庁の次席検事が組織的に、部下の検察官から特定の裁判官の指名の適否に関する情報の取りまとめを行ったことは、裁判官の独立の観点から組織的な情報収集は相当でないとした当委員会の考え方に反し、また、一般規則制定諮問委員会の確認事項 1 1 項の趣旨にも反するこ

とから、本委員会終了後、庶務から、検察庁に対し、組織的な情報収集が行われたことを伝え、部内で当委員会の考え方の周知徹底を図る措置を講じてもらうこととすること、弁護士からの情報収集の状況は、これまで再三確認してきた当委員会の方針と異なるものであり、裁判官の独立への影響回避、情報の適格性の確保、プライバシーの保護などの観点から問題があり、特に仙台地域委員会における仙台弁護士会の情報不提出は、弁護士会による情報の取捨選択が行われたことにほかならず、極めて不相当な対応であると考えられるので、検察庁による組織的な情報の取りまとめの問題が顕在化したのを機に、弁護士会による情報の取りまとめが相当ではなく、上記の確認事項の趣旨にも反することを改めて確認し、その上で、作業部会と同様に、上記の各情報については、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である中田委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者193人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、189人については判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、4人については判事に任命されるべき者として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成19年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月6日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者3人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された。審議の結果、2人については裁判官として指名することが適当であると、1人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

なお、最高裁判所から提出されている資料について、所長等が書記官等から情報を収集し、これを取りまとめた報告書を提出することは、検察庁による組織的な情報収集と同じ問題があり、所長等が一定の方向での情報のみを取りまとめる危険性があることから、書記官等からの情報も書記官自身が作成したものを直接提出すべきであるとの意見が出されたが、これに対しては、最高裁判所が指名権者として、所長等を通じて指名候補者についての情報を広く収集し、指名の可否の判断に用いることは当然であるところ、最高裁判所が収集した情報のうち、指名諮問委員会の審議に有益な情報があれば、指名諮問委員会と最高裁判所の裁判官会議の判断の基礎を共通にする意味もあることから提出されていること、所長等は、指名候補者の裁判官としての適格性を判断するための資料を、可能な限り広く集めようと努力しているが、任官の適否について予め一定の結論を出して、それに沿う情報のみを集めて報告書を作成するというようなことはない旨の説明がされ、委員から、地域委員会からの資料も最高裁から提出された資料も委員会において、評価、検討して、審議をするということによいのではないかとの意見が出され、了承された。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成19年2月9日（金）午後1時30分から開催され、平成19年下半期の再任（判事任命）候補者等について審議することとなった。

以上